



健康保険制度・申請書の書き方

Q & A



保険証の再交付申請

Q

保険証を失くしてしまったので、申請書に記載する記号・番号がわかりません。どうしたらいいですか？

A

申請書のマイナンバー記入欄にマイナンバーを記入して申請してください。
なお、その際はマイナンバーの本人確認書類等を添付してください。



健康保険の任意継続



Q₁

在職時の保険証を会社に返却しており、記号・番号がわかりません。どうしたらいいですか？

A₁

申請書のマイナンバー記入欄にマイナンバーを記入して申請してください。
なお、その際はマイナンバーの本人確認書類等を添付してください。

Q₂

任意継続に加入するにあたり申請書の提出先はどこの支部となりますか？

A₂

お住まいの都道府県支部にご提出ください。

Q₃

健康保険料はいくらになりますか？

A₃

任意継続に加入した場合の保険料につきましては、**お住まいの都道府県支部にお問い合わせいただくか、協会けんぽHPをご確認ください。**

Q4 国民健康保険に切り替えたいので手続き方法を教えてください。

A4 任意継続健康保険をやめることを希望する場合、**任意継続被保険者資格喪失申出書を提出することにより資格を喪失**することができます。
手続き終了後、協会けんぽが送付する資格喪失通知を添えて、お住まいの市区町村役場で、**国民健康保険の加入手続き**を行ってください。

Q5 もうすぐ任意継続に加入して2年になるため資格喪失しますが、資格喪失通知書はいつ届きますか？

A5 資格喪失通知書は**資格喪失日の4営業日前に発送**いたします。

Q6 国民健康保険の保険料がいくらになるのか教えてください。

A6 国民健康保険の保険料につきましては、**お住まいの市区町村役場**にお問い合わせください。



第三者行為による傷病届



Q1 交通事故に遭ったのですが、保険証を使用してもいいですか？

A1 第三者等の行為が原因でケガをした場合でも、仕事や通勤途中の事故でなければ、健康保険で診療を受けることができます。その場合は、**「第三者行為による傷病届」の提出が必要**です。

Q2 保険会社に保険証を使うように言われました。使ってもいいですか？

A2 第三者等の行為が原因でケガをした場合でも、仕事や通勤途中の事故が原因でなければ、健康保険で診療を受けることができます。その場合は、**「第三者行為による傷病届」の提出が必要**です。

Q3 「第三者行為による傷病届」はいつ提出すればいいですか？

A3 第三者等の行為が原因でケガをした場合で健康保険で診療を受けるときは、**可能な限りすみやかに**加入している協会けんぽ都道府県支部に提出してください。

Q4 交通事故では加害者ですが、被害者名と加害者名どちらを書けばいいですか？

A4 過失割合に関係なく、**協会けんぽに加入している方を被害者欄に記入**をしてください。

Q5 保険会社に記入を手伝ってもらうことは可能ですか？

A5 基本的に被保険者が記入することになりますが、**損害保険会社等に依頼することも可能なため、損害保険会社等にご相談**ください。



限度額適用認定証



Q1 70歳以上(2割負担)で病院から限度額適用認定証の手続きをするように言われましたが、手続きが必要ですか？

A1 70歳以上で一般所得者(2割負担)の方は、被保険者の市区町村民税が非課税である場合を除き、**手続きを行っていただく必要はございません。**

Q2 有効期限が切れそうなので更新をしたいです。どうすればいいですか？

A2 新たに「**限度額適用認定申請書**」をご提出いただく必要がございます。

Q3 前月(またはそれ以上遡って)から有効な限度額適用認定証を発行してほしいです。どうすればいいですか？

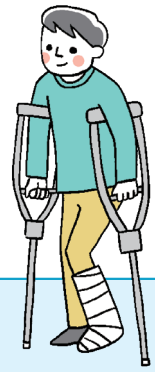
A3 限度額適用認定証は、**申請のあった月の初日から発行**することとされています。
なお、前月以前に自己負担額を超えて医療費の支払いをした場合、後日、高額療養費を申請することにより差額が支給されます。

Q4 申請してからどれくらいで届きますか？

A4 **発行までおおよそ1週間要**します(申請書に不備等があった場合を除く)。



高額療養費



Q1 申請して2ヵ月経過しましたが、まだ支給がありません。いつ頃支払われますか？

A1 医療機関等から提出される診療報酬明細書の確認が必要であることから、**支給決定まで診療月後3ヵ月以上**かかります。

Q2 月をまたがって入院した場合の申請書記入方法を教えてください。

A2 高額療養費は1ヵ月にかかった医療費をもとに計算するため、**1ヵ月毎に1枚申請書をご提出いただく必要**があります。

Q3 領収書の添付は必要ですか？

A3 領収書の**添付は不要**です(他の公的制度から医療費の助成を受けている場合は領収書のコピーが必要です)。



埋葬料(費)・家族埋葬料



Q 被保険者死亡後に申請をする場合、被保険者情報の記載方法について教えてください。

A **記号・番号・生年月日は亡くなった被保険者の情報を、氏名・住所・電話番号は申請する方の情報**をご記入ください。